

令和 8 年度大阪市立幼稚園歯みがき指導業務委託  
市場性確認（参加意思確認）にかかる公示

令和 7 年 11 月

大阪市

本事業は、大阪市議会において令和8年度予算として措置された場合のみ事業化される。  
予算の成立をみなければ、効力は発生しないものとする。

## 公示の趣旨

大阪市立幼稚園においては、幼児期から歯の健康に対する関心をもたせ、正しい歯ブラシの使用法や乳歯と、まもなく生えてくる永久歯の大切さをわかりやすく理解させ、日常生活の基本的習慣態度の一つである歯口清掃が育成されるようつとめ、幼児の望ましい成長に資することを目的として、歯科衛生士による「歯みがき指導」を外部委託し実施しています。

平成26年度から令和元年度まで公募型見積合わせにより事業者を決定してきましたが、申込事業者が公益社団法人大阪府歯科衛生士会（以下、「特定者」という。）以外なかったことから、令和6、7年度は特定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結しております。（令和2年度から令和5年度は、コロナ禍のため本事業は実施していません。）

このような経過を踏まえ、この度、本事業における市場性を改めて確認すべく、ここに受注する意思確認を実施するものです。

なお、本通知内で示す期限内に特定者以外に受注意思の申請があった場合は、市場性があるものとして公募型見積合わせにより受注者を決定するものとし、期限内に受注意思の申請が無かった場合は、市場性がないものとして特定者と随意契約を実施する予定です。

令和7年11月27日

大阪市こども青少年局長

## 1 発注予定業務の内容

### (1) 委託業務名称

令和8年度大阪市立幼稚園歯みがき指導業務委託

### (2) 発注機関

大阪市こども青少年局

### (3) 業務場所

大阪市立幼稚園

### (4) 履行期間

令和8年4月1日～令和8年12月31日

### (5) 事業の目的と事業内容

幼児期から歯の健康に対する関心をもたせ、正しい歯ブラシの使用法や乳歯と、まもなく生えてくる永久歯の大切さをわかりやすく理解させ、日常生活の基本的習慣態度の一つである歯口清掃が育成されるようつとめ、幼児の望ましい成長に資することを目的とし、歯科衛生士による「歯みがき指導」をおこなう。

なお、参考として令和8年度契約書（案）および仕様書（案）を添付する。

### (6) 令和7年度の契約締結時の契約金額（参考）

¥185,130円（税込額）

（※ただし、令和7年度の実施園数は17園）

## 2 スケジュール

### (1) 公開日

令和7年11月27日

### (2) 参加意思申請書受付期間

令和7年11月27日～令和7年12月26日の午前9時から午後5時

### (3) 質問期限

令和7年12月18日

### (4) 質問に対する回答期間

令和7年12月19日～令和7年12月26日

### (5) 審査結果通知日

令和8年1月8日発送予定

## 3 手続きについて

### (1) 参加意思申請方法

#### ア 提出方法

下記電子メールアドレスにて受け付けます。

[fb0009@city.osaka.lg.jp](mailto:fb0009@city.osaka.lg.jp)

※件名は、「大阪市立幼稚園歯みがき指導業務委託にかかる参加意思確認申請」としてください。

イ 提出書類

参加意思確認申請書

(2) 質問方法及び回答方法

ア 質問方法

質問書(様式自由)により、下記電子メールアドレスにて受け付けます。

[fb0009@city.osaka.lg.jp](mailto:fb0009@city.osaka.lg.jp)

※件名は、「市場性確認公示にかかる質問」としてください。

イ 回答掲載場所

大阪市ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000666217.html>)  
にて掲載します。

(3) 審査結果通知方法

郵送にて行う。

#### 4 応募要件

(1) 参加資格要件

次の各号に定める内容をすべて満たす社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定民法法人である社団法人及び財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、更生保護法人その他法人格を有する民間事業者であること。

ア 平成 26 年 4 月 1 日からこの応募書類の提出の日までの間に、本事業に類する事業について誠実に履行を完了した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務種別「13:その他代行-26 : その他-01:その他」で登録していること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

オ 公募による見積書の提出時において、大阪府、大阪市のいずれからも参加停止等、参加保留等又は入札参加除外等の措置期間でない者であり、かつ、当該措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

カ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。大阪市の区域内に事業所を有する者にあっては、市税に係る徴収金を完納していること。大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

キ 事業の主旨を十分に理解したうえで仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるとともに、本事業の実施にあたり大阪府及び大阪市との打合せなどに適切に対応できること。

#### (2) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、欠格とする。

ア 役員に次の項目に該当する者がいる法人等

- ① 大阪府暴力団排除条例、大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員等
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

イ 民事再生法、会社更生法の適用を申請した、又は申請されるおそれのある法人

ウ 宗教活動を目的とした法人等

エ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした法人等

#### (3) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

エ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ その他不正行為があった場合

### 5 担当部局

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ

大阪市北区中之島1-3-20

電話 (06) 6208-8165

### 6 交付書類一覧

- (1) 公示文（本公示文）
- (2) 参加意思確認申請書
- (3) 契約約款（令和8年度（案））
- (4) 仕様書（令和8年度（案））